

大嘗祭用途調達制度と行事所

神戸航介

Financial System of Daijōsai in Heian Period

KANBE Kosuke

序

- ① 『延喜式』における大嘗会用途
- ② 平安時代の大嘗会行事所
- ③ 大嘗会行事所の料物調達

結語

【論文要旨】

本稿では、大嘗祭の経費調達制度と、大嘗祭事務を取り仕切った機関である行事所について、平安時代を中心に考察した。

まず『延喜式』踐祚大嘗祭式における大嘗祭経費の調達方法を整理し、律令官衙財政に則った中央保管庫からの支出がある一方で、部民制的取収など律令制以前の国制に由来する制度が見いだされると整理した。特に齋国の財政的負担は両国の天皇に対する服属儀礼としての性格に由来し、節会における歌舞等も含め成立期の大嘗祭は畿外豪族の服属儀礼を集約したものであったと想定した。

これに対し、平安時代には新たに大嘗祭を運営するための臨時の機関として行事所が成立する。行事所は律令官司の枠を超えて実務に長けた者を柔軟に編成しつつ、実務を簡略化する合理性を有していた。本稿では行事所における政務の具体像を明らかにしたが、特に行事所は齋国の正税・調庸雑物を財源として有し、行事所の諸儀における饗宴に齋国が奉仕した点が注意される。齋国国司が直接準備過程に奉仕する体制

から、行事所を介した奉仕に転換したのであり、ここに大嘗祭運営の性格上の転換が見られる。

行事所の特徴として、齋国以外の諸国に対しても雑物の賦課を九世紀段階から行なっていたことは重視すべきである。これを前提に十世紀後半以降、行事所召物が成立し、正税を前提としない受領への賦課を行なう機能を持つようになる。氏族制的取収は社会の変化に応じて性格を変え、受領の負担と認識されるようになった。大嘗祭以外の行事所も十世紀後半以降成立していくが、人員編成など初期の行事所との相違が見られ、行事所召物の徴収や造営行事所の国宛など、十世紀後半の新たな財政制度の成立に対応して、受領と対峙して料物を徴収することを主たる目的としておかれたものと言える。

【キーワード】大嘗祭、行事所、延喜式、平安時代、財政制度

序

本稿で扱う大嘗祭の研究史を紐解くと、古くは折口信夫氏が「大嘗祭の本義」において、天皇の身体は魂の容れ物であり、『日本書紀』の天孫降臨神話においてニギノミコトの身を包んだ真床覆衾に擬し、卯日神事の中で神座の衾にくるまることで天皇霊を身につけるといふ真床覆衾論を唱えた⁽¹⁾。これに対し岡田精司氏は、大嘗祭は王位就任儀礼ではなく、天孫降臨神話とも結びつかないとし、大嘗祭の神座は采女との聖婚儀礼のためのものであるとして、卯日神事における地方豪族による服属儀礼的性格を論じた⁽²⁾。

以上の真床覆衾論・聖婚儀礼説を完全に否定したのが岡田莊司氏で、大嘗宮の寢座は迎えられた神が休むための見立ての寢座で天皇が近づくことはなく、神事において皇后が関与することもないことを論じ、神威に触れることで天皇としての地位が承認されるという、厳肅素朴な祭儀⁽³⁾として大嘗祭を定義した。現時点ではこれが最も認められている大嘗祭像だと思われる。

しかし、岡田莊司氏の「素朴な祭儀」説に対しては、大嘗祭の評価をあまりに低く見積もり過ぎているとの批判も存する。この点、小倉慈司氏による、岡田莊司氏の議論を承認しつつ、実施の費用や労働力など「素朴」と片付けられない大嘗祭の性格を考えるべきとの提言が重要である⁽⁴⁾と考える。大嘗祭挙行の前には、国郡卜定に始まる非常に多くの関連諸儀があり、仮に国郡卜定が四月に行なわれた場合⁽⁵⁾、七箇月もの期間をかけて様々な準備を要した。大嘗祭の歴史的意義を考える上では、卯日神事だけでなく、関連諸儀や運営政務の分析が有効であろう⁽⁶⁾。

このような問題認識のもと、本稿では、大嘗祭用途調達制度と、用途調達を含めた大嘗祭事務を取り仕切った機関である行事所を検討する。

行事所は十世紀以降大嘗祭以外の大規模諸儀式でも設置されるが、行事所全般の研究としては未だに棚橋光男氏による院政期の論文がほぼ唯一のものである⁽⁷⁾。大嘗祭の行事所については木本好信氏の専論があるが、事実認識において私見と異なる点も多い。

本稿で主として扱う平安時代の大嘗祭については、「表1」に整理したので適宜参照されたい。史料引用にあたり、延喜踐祚大嘗祭式の条文は集英社本『詠註日本史料』により、条文番号と条文名のみで表示する。「別聚符宣抄」については、便宜上新訂増補国史大系本の頁数を記す。大嘗祭関連の諸儀の次第等を述べる場合、特に明示しなければ『儀式』に依るものとする。

①『延喜式』における大嘗会用途

はじめに、十世紀初頭までの大嘗祭用途調達制度について、『延喜式』踐祚大嘗祭式を中心にみていくこととする。中世の大嘗会役の成立過程を論じた小山田義夫氏の研究と重複する点もあるが、論点や意義づけにおいて異なる部分も多いため、再論しておきたい。

延喜踐祚大嘗祭式における行事用途の調達方法が知られる条文を整理したのが「表2」である。『儀式』で補いつつ、財源⁽⁸⁾ごとにみていこう。第一に、大蔵省など中央保管官司から財源を出給するものがある。「官物」なる財源もみえるが、延喜式における「官物」は中央保管官司に納められた財源を意味する用語である。律令官衙財政における出給手続きは、八省や神祇官が太政官に対し、保管官司からの物品の分受を申請する解を個別費目ごとに提出し、弁官がどの保管官司から出給するかを割り当て、上卿の決裁を経て太政官符を発給することになっていた⁽⁹⁾。このような流れを復原できる史料として、『儀式』巻四踐祚大嘗祭儀下の末尾の「頒下諸司諸国官符宣旨例」(以下「官符宣旨例」と称する)があり、

[表 1] 平安時代の大嘗祭一覧

代	天皇名	大嘗祭日付	悠紀国郡	主基国郡	国郡出典・備考	行事所
51	平城	大同 3 (808). 11/14	伊勢国菟芸郡	備前国磐梨郡	類聚国史・皇代暦 大同 2 年 2 月国郡卜定ある も大嘗祭は翌年に延引	—
52	嵯峨	弘仁 1 (810). 11/19	参河国	美作国	類聚国史 大同 4 年 4 月国郡卜定ある も大嘗祭は翌年に延引	—
53	淳和	弘仁 14 (823). 11/17	美濃国・丹波国		一代要記	宮内省／中務省 類聚国史
54	仁明	天長 10 (833). 11/15	近江国高嶋郡	備中国下道郡	続日本後紀	—
55	文徳	仁寿 1 (851). 11/23	伊勢国何曲郡	播磨国賀古郡	日本文徳天皇実録・大嘗会 代々例	行事司を定める 日本文徳天皇実録
56	清和	貞観 1 (859). 11/16	参河国播豆郡	美作国英多郡	日本三代実録	—
57	陽成	元慶 1 (877). 11/18	美濃国席田郡	備中国都宇郡	日本紀略	檢校・行事・寄史生あり 日本三代実録・類聚符宣抄
58	光孝	元慶 8 (884). 11/22	伊勢国員弁郡	備前国和気郡	日本三代実録	寄史生あり 類聚符宣抄
59	宇多	仁和 4 (888). 11/22	近江国甲賀郡	播磨国多可郡	大嘗会代々例 悠紀近江に固定	—
60	醍醐	寛平 9 (897). 11/20	近江国依智郡	丹波国多紀郡	日本紀略 主基丹波・備中に固定	—
61	朱雀	承平 2 (932). 11/13	近江国神崎郡	丹波国氷上郡	日本紀略 承平元年 5 月に国郡卜定あ るも大嘗祭は翌年に延引	—
62	村上	天慶 9 (946). 11/16	近江国神崎郡	備中国下道郡	大嘗会御禊部類記(式部卿 親王記)	寄史生あり 類聚符宣抄
63	冷泉	安和 1 (968). 11/24	近江国野洲郡	播磨国飾磨郡	田中本本朝世紀 主基播磨の異例	寄史生あり 類聚符宣抄
64	円融	天禄 1 (970). 11/17	近江国坂田郡	丹波国氷上郡	日本紀略・大嘗会代々例	—
65	花山	寛和 1 (985). 11/21	近江国高嶋郡	丹波国天田郡	日本紀略・帝王編年記	—
66	一条	寛和 2 (986). 11/15	近江国野洲郡	備中国下道郡	日本紀略	—
67	三条	長和 1 (1012). 11/22	近江国坂田郡	丹波国天田郡	御堂関白記 寛弘 8 年 8 月に国郡卜定あ るも大嘗祭は翌年に延引	官東庁→ト食行事所 小右記(檢校)
68	後一条	長和 5 (1016). 11/15	近江国甲賀郡	備中国下道郡	左経記	官東庁→民部省／? 左経記(悠紀行事弁)
69	後朱雀	長元 9 (1036). 11/17	近江国愛智郡	丹波国氷上郡	範国記	—
70	後冷泉	永承 1 (1046). 11/15	近江国甲賀郡	備中国英賀郡	帝王編年記	—
71	後三条	治暦 4 (1068). 11/22	近江国愛智郡	備中国賀夜郡	大嘗会代々例	—
72	白河	承保 1 (1074). 11/21	近江国坂田郡	丹波国多紀郡	大嘗会代々例	—
73	堀河	寛治 1 (1087). 11/19	近江国甲賀郡	備中国賀陽郡	為房卿記	民部省／大炊寮 為房卿記
74	鳥羽	天仁 1 (1108). 11/21	近江国甲賀郡	丹波国氷上郡	殿暦	—
75	崇徳	保安 4 (1123). 11/18	近江国甲賀郡	備中国下道郡	大嘗会代々例	—
76	近衛	康治 1 (1142). 11/15	近江国野洲郡	丹波国氷上郡	本朝世紀	官東庁→大膳職／民部省 本朝世紀
77	後白河	久寿 2 (1155). 11/23	近江国甲賀郡	丹波国氷上郡	大嘗会代々例	—
78	二条	平治 1 (1159). 11/23	近江国坂田郡	丹波国氷上郡	大嘗会代々例	—
79	六条	仁安 1 (1166). 11/15	近江国坂田郡	丹波国多紀郡	大嘗会代々例	—
80	高倉	仁安 3 (1168). 11/22	近江国甲賀郡	備中国賀夜郡	兵範記	式部省／陰陽寮 大嘗会部類記(主基行事弁)
81	安徳	寿永 1 (1182). 11/24	近江国野洲郡	丹波国氷上郡	山槐記 治承 4 年 4 月に国郡卜定あ るも大嘗祭は翌々年に延引	大炊寮／左近府 吉記
82	後鳥羽	元暦 1 (1184). 11/18	近江国甲賀郡	丹波国多紀郡	山槐記	官東庁→陰陽寮／一本御書 所 山槐記(檢校)

【表2】延喜踐祚大嘗祭式の用途調達

条文	費目	財源	備考
3 供幣条	天神地祇奉幣使幣物	大蔵物	
9 拔穂条	拔穂斎郡大祓料物 拔穂斎郡斎場地鎮料 拔穂斎郡八神座祭幣料	当郡備 大蔵物 国物	『儀式』にもあり 地鎮祭酒肴は当国供
12 多明米条	多明米・鋪設具	斎郡弁備	黒酒・白酒の原料 20 酒米条に国の備米を用いるとあり
13 禁守条	荒見河祓	当国所輸	
14 料理院条	料理院地鎮幣料・解除料	国物	『儀式』にもあり
16 神服条	神服料糸 神服作具	参河国調 官物	
17 雑器条	五国由加物使祓料 供神雑器	大蔵物 五国	『儀式』にもあり
18 由加物条	由加物 三国由加物使祓物 三国由加物使祓幣物・作具 潜女粮料	三国 当郡 大蔵物 当国正税	『儀式』にもあり 大祓料物を当郡が弁備するのは五国由加物使にない特徴
20 酒米条	黒酒・白酒雑器	大膳職	『儀式』にもあり
22 大嘗宮条	大嘗宮地鎮祭幣物 大嘗宮鋪設 大嘗宮布幌 大嘗宮大殿祭・御門祭幣物	斎国 掃部寮 内蔵寮 官物	大嘗宮造営を斎国国司・雑色人が担う 『儀式』にもあり
23 廻立殿条	廻立殿供御雑物	所司	
25 御服条	大嘗宮御服	縫殿寮	
26 御帖条	大嘗宮鋪設	掃部寮	
27 供神雑物条	供神雑物	大膳職・ 造酒司	
28 料理条	料理料物	官物	
30 斎服条	斎服	申官請受	
31 卯日条	献物・大嘗宮明料	斎国	『儀式』にもあり
32 辰日条	悠紀・主基節会小斎饗 悠紀・主基節会大斎饗	斎国 大膳職	斎国が当時鮮味を献上
36 解斎条	解斎大祓供神物	斎国	

大嘗祭関連の事務において作成される三十七種類の文書の雛形が載せられている⁽¹¹⁾。いま、官符旨例の内容を整理したのが「表3」である。これをみると、大嘗祭用途の中央保管官司への請求に関する文書として二種類の形式があることがわかる。一つは官符旨例⑱・㉕～⑳・㉑～㉒で、神祇官もしくは悠紀・主基国の解により、太政官が保管官司に対して出給を命じるために作成する太政官符である。『儀式』巻三踐祚大嘗祭儀中に料理具について「先^レ是神祇官修^レ解申^レ官、官下^三符所司^一令^レ充。神祇官受^レ之頒^三両国^一」とあるのも参照すれば、これはまさに前述した律令官衙財政における最も基本的な出給手続きに則ったものであると言える。もう一つの形式は⑮・⑯・㉑・㉒・㉓～㉔で、弁官下文により料物を所司に割り当てるものである。これは「大宣旨」・「小宣旨」とも呼ばれるもので、官司からの物品請求に対し、弁が出給官司の割り当てを立案した上で上卿に覧じ、上宣を弁が奉じた旨を末尾に書き加えたものが大宣旨、これを施行する文書が小宣旨である⁽¹²⁾。大宣旨・小宣旨による物品出給は第一の形式の略儀と考えられ、官符旨例の中では㉒のように神祇官の請求によるものもあるが、行事所の請求によるものが多い点に特徴がある。行事所については次章以降で詳述するが、行事所の物品請求に対する割り当ては弁官下文を用

【表3】『儀式』巻4踐祚大嘗祭儀下頒下諸司諸国官符宣旨例

No.	形式	宛所	内容
①	太政官符	悠紀主基国司	国郡卜定結果の通達
②	太政官符	五畿内七道国司	国郡卜定結果の通達
③	太政官符	悠紀主基国司	大嘗会用途として正税1万束・卜食郡調庸封物を宛てる
④	太政官符	其道諸国司	徭夫を差発して大嘗会料交易雑物を運送させる
⑤	太政官符	悠紀主基国司	神祇官解による大嘗会用途・雑色人の色数を通達
⑥	太政官符	紀伊・阿波・淡路国司	由加物の造備を命じる
⑦	太政官符	参河国司	神服使の任符
⑧	太政官符	其道諸国司	稲若干束を大嘗会行事所雑用料に宛てることを命じる
⑨	太政官符	悠紀主基国司	公廩を募り正税稲を大嘗会料に宛てる申請を認める
⑩	行事所牒	山城国司	行事所雑用料として薪500荷を採進することを命じる
⑪	太政官符	河内・和泉・尾張・参河・備前国など	大嘗会用途の新器製造、潔祓を命じる
⑫	太政官符	諸道国司・大宰府	交易雑物について各国に専当国司を置く
⑬	行事所牒	諸道国司	会料稲を支出し交易雑物を進上すべき旨を命じる
⑭	行事所牒	山城国司	大井・前滝両津の雑材を勘対する使者を送る
⑮	官宣旨	左右京	醸酒料麩の購入・弁進を命じる (行事所内所々用途か)
⑯	官宣旨	宮内省	畳など掃部寮収納品の出給 (行事所内所々用途)
⑰	行事所牒	山城国司	斎場所卜定の日時を通達
⑱	太政官符	大蔵省・宮内省	神祇官請求用途の出給
⑲	太政官牒	諸寺	行事所が請求する楽人・楽器の借送を命じる
⑳	行事所牒	興福寺・元興寺	小斎・斎場唐菓物を製造するための浄女の送向を命じる
㉑	太政官符	八省諸国等	散斎致斎官符
㉒	官切下文	大蔵・民部・宮内省	大嘗会神態料の出給(神祇官請求用途)
㉓	官切下文	大蔵省	悠紀所白丁物部装束料の出給(左衛門府請求用途)
㉔	行事所牒	京職	斎場清掃のための雇夫を命じる
㉕	太政官符	宮内省	大嘗会神態料の出給(斎国請求用途)
㉖	太政官符	大蔵省・宮内省	出給(神祇官請求用途)
㉗	太政官符	大蔵省か	鎮魂鷄尾琴袋緒料の出給(神祇官請求用途)
㉘	太政官符	大蔵省・宮内省	抜穂使用度の出給(神祇官請求用途)
㉙	太政官符	中務省・大蔵省	鎮魂料御琴の製造を命じる(神祇官請求用途)
㉚	太政官符	宮内省・大蔵省・兵庫寮	神服供奉用途の出給(神祇官請求用途)
㉛	官切下文	大蔵省	韓櫃の出給(行事所請求用途)
㉜	太政官符	宮内省・大蔵省	由加物幣帛・潜女用度の出給(神祇官請求用途)
㉝	太政官符	民部・大蔵・宮内省	大嘗会供奉某所の調度出給(神祇官請求用途)
㉞	太政官符	宮内省	大嘗会某所用度の出給(神祇官請求用途)
㉟	官宣旨	木工寮	製造の命令(行事所請求用途)
㊱	官切下文	治部省	久米舞料の出給(行事所請求用途)
㊲	官宣旨	中務省	小忌人青摺袍の出給(諸司請求用途)

いる原則だったと考えられる。大臣宣を奉じる弁が行事弁だとすれば、行事所構成員のみで政務処理が完結することになり、行事所の運営を円滑化するための方式だったと考えてよいのではなからうか。

第二に、悠紀・主基国以外の特定の国からの物品調達である。まず、神服社の神主を差遣し参河国より神服部の調糸と織手を調達する神服使がある（16神服条）。神服使は九月上旬に神祇官が神服社神主を差遣し、参河国に派遣して神戸を召集し、神服長・織女・工手を卜定する役目を担う。神服社の所在は諸説あるが、現在では摂津国島上郡神服部社のこととする説が有力である⁽¹⁹⁾。十月月上旬には神服使が神服長らを率いて、神服部が輪す調糸十紬を持ち帰京する。京では神服使は国司・斎場預とともに服長らを率いて、北野斎場の神服院の地鎮に関わり、斎国が神服院を造営した後、大嘗祭当日に大嘗宮内に奉奠する繪服を織成する。

同様に料物調達のために特定の国に派遣する使者として由加物使がある。由加物使には、宮内省史生を河内・和泉・尾張・美濃（参河）・備前の五国に派遣するものと、神祇官の卜部を紀伊・淡路・阿波の三国に派遣するものがある。前者は宮内省史生を派遣し供御雑器の制作を監督させるもので、なぜ宮内省史生なのか不明だが、五国に割り当てられているのは食料品を含まない雑器類で、被管の内膳司・造酒司等に納入されるためであろうか。割当国について、『延喜式』では美濃とあるのが『儀式』では参河とされており、須恵器の生産状況により伝統に縛られず割当国が変更されたと考ええるならば、五国由加物使は後次的に成立したものと推測される。五国のうち河内・和泉の畿内二国は調として祭祀用の雑器を納める国であり、賦役令29藁藍条により律令制当初から畿内国は祭祀用途の供給地として設定されているが、五国由加物使の成立時点で財源が正税に変更されたものとみられ、交易制の拡大により創出された制度と考えることができる。

これに対し三国由加物使は、神祇官が卜部を差遣し紀伊・淡路・阿波

の三国に派遣するものである。調達する物品には、紀伊国賀多郡の潜女が採集する海産物、淡路国凡直氏が引導してもたらす雑具、阿波国那賀郡の潜女による海産物や忌部が製作する鹿布（あらたえ）など各地固有の特産物であり、18由加物条に「神語号²雑贄、同為²由加物¹」とあるように贄としての性格を持つ。三国由加物使のみ、向京時に路次の国が道路を掃除し祇承するとされていることは（19由加物使条）、三国由加物使がもたらす物品が神聖性の強い供神の贄と認識されていたことを示している。参河国の神服と同様に、伝統的氏族制度に基づく物品調達である。以上、神服使・三国由加物使による物品調達は、中央から特定氏族出身者を地方に派遣し、特定の民衆の奉仕により物品を調達するというものであり、部民制の構造に由来する貢納であると評価できるだろう⁽²⁰⁾。なお、やや性格は異なるが、『延喜式』からうかがえる特定氏族による物品弁備として、大嘗宮南北門および朱雀・応天・会昌の諸門に建てる神楯・戟があり、兵庫寮が造備を担うが、神楯は丹波国の楯縫氏が、戟は紀伊国の忌部氏が製造することとされている（24神楯戟条）。これも大化前代以来の氏族の職掌に基づく奉仕である。

第三に、悠紀・主基の国（斎国）の負担があり、前述の中央財源と並ぶ大きな位置を占めている。周知のように、大嘗祭準備ではまず国郡卜定が行なわれ、畿外国の中から悠紀・主基の斎国・斎郡を決定し、斎郡の抜穂稲を用いて神膳が供されるが、準備過程において悠紀・主基国司は、後に触れる行事所移以降、大嘗祭の準備に携わるようになり、抜穂以外にも「表2」に整理したごとき料物を負担した。その財源は8雑用稲条に、

凡大嘗会雑用料稲者、国別充²正税一万束及下食一郡調庸中男作物¹。当郡有²封郷¹者、以²他郡郷¹相替給之。若両国更有²請¹稲者、臨時処分、随²申充之。^{其代加²举正¹。税¹取²利補填¹。}

とある。これは悠紀・主基国が供出する大嘗祭用途料稲に関する条文

で、正税一万束と齋郡の調・庸・中男作物を充てるとあり、さらに追加で料稻を要する場合は、申請に応じて後日の補填を条件に充当が認められている。陽成天皇大嘗祭において、備中国都宇郡（主基齋郡）の調物を、大嘗会用途に充てるために比郡の絹と相博して貢納させている例があり、齋郡の入京税物はそのまま大嘗祭用途料に振り替えられたらしい。

齋国が負担する費目の特徴を検討すると、まず荒見河祓の祓物がある。荒見河祓は行事官・神祇官が北野の地に趣き、付近の紙屋川にて行なう祓で、そのまま右近馬場にて行なわれる齋場所点地に伴う潔齋であるが、大嘗祭準備に奉仕する官人の齋戒という意味をも持つと思われる。次に拔穂稲関連行事の料物がある。両齋国に対しては、神祇官が稲実下部・禰宜下部を卜定し、拔穂使として派遣するが、拔穂使が齋郡に到着した後、齋郡の弁備により祓があり、ついで拔穂使と国司が共に稲実殿地や御田、雑色人を卜定する。その後、稲実殿・八神殿など齋郡の齋場を造営し、九月に御田において拔穂の儀を行なう。拔穂は国司・郡司の引率のもと、雑色人や郡司子弟・駆使丁が鋪設とともに北野齋場に領送し、入京後は北野齋場内の各施設や大嘗宮の造営、黒酒・白酒の醸造などに奉仕するのである。以上のように、「表2」で整理した費目のうち、齋国が負担する費目の中心は、拔穂など貢納関連の料物や各種祓料、および齋場や大嘗宮の造営であり、齋国が奉仕する行事にかかるものと言えよう。それ以外の各種奉幣や大嘗宮内の鋪設、官人の齋服などが律令財政に則り国庫より支出される。

このような齋国・齋郡の負担はいかなる意味をもつのだろうか。有効な説明の一つとして、悠紀・主基両国郡の天皇に対する服属儀礼として極めて重い負担が科せられたという考え方が成り立つだろう。大嘗祭に服属儀礼的要素を見出したのは岡田精司氏である。岡田氏は大化前代に国造など地方豪族が采女と食料を供進する服属儀礼をともなうニイナメラスクニ儀礼があり、大嘗祭の卯日神事に受け継がれたと述べた。

ただし、その後岡田氏自身が述べているように、八世紀以後の新嘗祭では供御雑物は畿内の官田の収穫が充てられることから、卯日神事の本質として服属儀礼的要素を強調することは困難である。⁽¹⁸⁾しかしながら、前後の諸儀を含めた大嘗祭全体では、卯日神事の中核以外の部分で齋国の服属儀礼と認められる要素が多く見出される。

第一に、卯日神事と並行し、大嘗宮外にて吉野国栖の古風奏、齋国の国風奏・風俗歌舞奏、諸国語部の古詞奏が奉仕される。これらは中世に至るまで行なわれており、⁽¹⁹⁾隼人の吠声も含め、畿外および内なる化外たる吉野国栖による芸能奉仕は服属儀礼の一環と考えると差し支えない。

第二に、齋国は大嘗祭にあたり多米物という、拔穂稲で醸造した酒と別貢の特産物を貢上する。『儀式』によれば、卯日神事の終了後、辰日節会開始の前に、豊楽院にて多米物を陳列し、弁大夫による多米物色目を奏上する儀がある。奈良時代の即位儀礼の中心的な要素であった、中臣による寿詞奏上と忌部による鏡剣の奉呈の儀が大嘗祭に移動した辰日前段行事⁽²⁰⁾ともに行われる儀である。その後、多米物は辰日・巳日の節会の中で、天皇および五位以上小齋に対する饗饌として分配される。『江家次第』巻一五踐祚下大嘗会辰日によれば多米物を「御贄」と称したことがわかり、海産物を中心とする服属儀礼に伴う貢納物としての贄の性格を有した。⁽²¹⁾多米物色目を奏する弁官が特に「弁大夫（オホトモヒノマエツキミ）」として史料に現れることは、畿外の貢物の五位以上官人による分配を象徴している。⁽²²⁾また、辰日・巳日節会では齋国の風俗歌舞が奏され、午日の豊明節会においても吉野国栖の国風奏・御贄献上や伴・佐伯氏の久米舞、安倍氏の吉志舞とともに、齋国の風俗歌舞が奏される。

以上のごとき大嘗祭および関連諸儀の構成要素は、律令制以前の国家構造を反映したものと考えられる。大嘗祭の成立過程をみると、『日本書紀』天武天皇二年（六七三）十二月丙戌（五日）条に、大嘗に奉仕した官人・郡司・人夫等への賜祿記事があるのが大嘗祭の初見であるとき

れる。ただし、天武天皇五年九月丙戌（二十一日）条で、毎年の新嘗に際しても国郡卜定が行なわれ、尾張国山田郡・丹波国河沙郡という畿外の国郡が選ばれていることから、毎年の新嘗も大嘗祭と同様に畿外国の奉仕を求めていた。これが持統天皇の大嘗祭以降、畿外の悠紀・主基国の奉仕を一代一度の大嘗祭に限定するようになる。毎年行なわれていた新嘗儀礼が、この時期に全国統治を象徴する国家祭祀として位置づけられ、国郡卜定により畿外豪族の代表として奉仕する郡を選定し、そこに地方豪族による服属儀礼を集約したのが大嘗祭だと考えられる。律令においては、神祇令14大嘗祭条に、

凡大嘗者、毎^レ世一年国司行^レ事。以外毎^レ年所司行^レ事。

と規定されるように、毎年の新嘗は「所司」⁽²³⁾ 神祇官が行事するのに対し、一代一度の大嘗祭は国司が行事するとあり、齋国の準備責任を明示している。齋国の財政的負担は大嘗祭成立期に遡るとみてよく、郡司が組織する現地の民衆を国司が引率し、大嘗祭行事に奉仕したと思われるのである。

以上のように、成立期の大嘗祭運営を成り立たせていた背景として、畿外を代表する悠紀・主基の奉仕および氏族制的収取があり、地方豪族の服属儀礼的貢納という国家構造に立脚していた。大嘗祭の成立過程とその性格を以上のようにとらえておきたい。

これに対し、平安時代に新たに大嘗祭運営機関として行事所が成立したことは、「国司行事」を原則とした大嘗祭準備のあり方に本質的な変化をもたらしたと考えられる。大嘗会行事所の初見は『類聚国史』弘仁十四年（八二三）十一月癸亥（十三日）条で、藤原冬嗣・藤原緒嗣等の奏言により、人民の疲弊を考慮し大嘗祭の飾物を節減することを目的とし、緒嗣および中納言良岑安世・参議伴国道を檢校としており、大嘗会行事所はこのとき成立したものと考えられる。以下、章を改め、大嘗会行事所の機能とその意義を論じたい。

② 平安時代の大嘗会行事所

大嘗会行事所は、公卿から選ばれる檢校と、行事以下の行事官より構成される。檢校は大・中納言二人と参議一人、行事は悠紀・主基両所にそれぞれ四位一人と五位三人、諸司判官以上四人、主典以下五人、官掌一人、使部一人、直丁一人が任命される。あらゆる官司から選抜することが可能だが、弁・史がそれぞれ一人は必ず含まれることとされていた。檢校・行事は国郡卜定と同じ日に、卜定の上卿たる大臣が選定し、奏上を経て任命され、官掌以下は後日檢校が選定し大臣に報告することになっていく。

仁寿元年（八五二）の文徳天皇大嘗祭では、四月十一日に国郡卜定があり、二十二日に「大嘗会行事司」が定められている。⁽²⁴⁾ 同様に元慶元年（八七七）の陽成天皇大嘗祭では、四月十九日に国郡卜定があり、その後四月二十六日に檢校・行事が任命されている。⁽²⁵⁾ この頃には国郡卜定と檢校・行事の任命が別の日に行なわれていたが、朱雀天皇大嘗祭以降、国郡卜定と同時に檢校・行事の任命が行なわれるようになる。⁽²⁶⁾ 国郡卜定は、上卿たる大臣が左近陣座に神祇官を召し亀卜を行わせる儀であるが、亀卜が終わり神祇官が退出した後、上卿が例文・折堺等を召し、参議に檢校・行事の定文を書かせる。例文の内訳は往代例文二卷・補任二卷である。行事所官人の定文は卜定の定文とともに奏聞し、外記に下給され、結果は外記から本人に告げ仰せられることになっていく。⁽²⁷⁾ ここで例文とともに定の参考資料となる「折堺」は、『江家次第』では「今度可^レ行事一人々交名一紙折堺」あるいは「風記」とあり、実例では高倉天皇大嘗祭の『愚昧記』仁安三年（一一六八）四月二十八日条よりみえるが、国郡卜定の日以前に内定していた檢校・行事官を書き連ねた仮の名簿と⁽²⁸⁾ 考えられ、国郡卜定の結果と合わせ奏聞するための定文を作成する政務

であったと理解できよう。

大嘗会行事所の構成員は、後の臨時諸行事の行事所が上卿・弁・史という太政官の官人のみから構成されるのに対し、その他の官司からの出向も多く大規模である点に特徴がある。これは平安時代以降も通じて大嘗会行事所の特徴であるが、律令官司の枠を超えて実務に長けた者を柔軟に編成することが可能となっている。ただし、実務を担うのはほとんどの場合検校と行事弁・行事史のユニットであった。また、下級職員として「寄史生」が配属される。陽成天皇大嘗祭の例では、『類聚符宣抄』巻一大嘗祭所収元慶元年五月十一日宣旨で、史生各一人を悠紀・主基行事所に配属させており、同様の宣旨は次の光孝天皇大嘗祭の例でもみえる⁽²⁹⁾。『儀式』でいうところの主典以下行事官は、実例では「主典代」と称され、太政官以外も含め本官を持つ官人が出向する形で任命され、行事所への出仕状況をもって上日を与えられていたらしい⁽³⁰⁾。主典代は事前に弁が交名を作成し、これを検校が検察することで任命される⁽³¹⁾。

さらに、大嘗会行事所の管下には各種の所々が属する点も特徴的で、『儀式』により例をあげれば、出納所・齋場所・小忌所・細工所（画所・繡所を隷す）・女工所⁽³²⁾・楽所・風俗楽所・和舞所・大炊所（人給所を隷す）がある。それぞれ別々の本官を持つ五位以上および六位以下の官人を預とし、その下に主典代が置かれる。時代は下るが元暦元年度の行事所移でも、『儀式』と同様の所々預が任命されており、絵所・細工所には各種工人が配属されている⁽³³⁾。工人は挿頭や標山など大嘗祭および節会の調度品の製造にあたったものとみられ⁽³⁴⁾、飾物の節減という行事所成立当初の理念に合致する。

一方、行事所に配属されていない諸司官人・史生に対しても、行事所の仰せに従うことが求められた。『別聚符宣抄』所収天慶九年（九四六）七月五日太政官符（二五―二六頁）によると、欠損部分を推測すれば、まず仁和四年（八八八）の宇多天皇大嘗祭の際に、行事所の仰せに従わ

ない場合、五位以上は大嘗祭の節録を、六位以下は季禄を奪い、史生下は見任を解却することとされたが、季禄の不給が進行したことにより、六位以下官人には祓料を科すこととされた。大嘗祭懈怠に対して祓を科す法は『類聚三代格』科祓事所収延暦二十年（八〇一）五月十四日太政官符で定められており、時代が下っても大嘗祭関連の罰則はこの法を根拠とすることが多かった。このように、律令官制を超えた編成・命令系統となっていた点に特徴がある。

次に大嘗会行事所の政務形態を検討する。『儀式』には、行事所設置後の行事所の政務の具体例が記されている。その内容を分類整理しつづ述べると、次のようになる。

I 行事所財政の整備。まず「翻旧」を進めるべき宣旨を中務・民部省に下す。これは各種反古文書を提出させ、行事所事務料紙とするものと推測される。また、大蔵省より韓櫃を、中務省（図書寮か）より紙・筆・墨を、宮内省より硯を進めさせる。さらに行事以下の「百度」を支給すべき旨を所司に通達する。「百度」は「延喜式」にしばしばみえる、特定官司に支給される臨時の食料給である百度食のことと考えられ⁽³⁵⁾、行事官に対する給与であるが、その代は当国をして填めしめるとあり、最終的には悠紀・主基国の負担となる。

II 京職・諸国への指示の伝達。まず正税稲と卜食郡調庸雑物を行事所料物として充てる旨を奏聞する。これは前章で触れた、延喜踐祚大嘗祭式8雑用稲条と関わり、悠紀・主基国への財政負担準備を指示する太政官符（官符宣旨例③）作成のためである。次に悠紀所・主基所それぞれの印の作成があり、大学寮が字様を作成して内匠寮が彫作するもので、印の使用を全国に通達する。行事所が作成する文書については後述する。次に「多毎物を行なうべき旨」の符を悠紀・主基国に通達する。これはおそらく官符宣旨例⑤にみえる、拔穂稲や雑色人の準備を指示するものである。次に甕の購入を左右京職に命じる。官符宣旨例⑥には行事所

の醸酒料に充てるため左右京各四十口を進めさせる官宣旨があるが、「件直用「会料内」とあり、悠紀・主基国が弁備する行事所料物からの購入と考えられる。『儀式』には続いて左右京に估価帳および価長等名簿を提出させるとあり、行事所は京職を介した東西市における取引により物品を調達していたことがわかる。

Ⅲ下級職員の分配。まず検校宣により、中務省に大舎人四人を進めさせる。次に式部省に仰せて諸司史生十人・散位・位子三十人を進めさせ、民部省に仰せて拔出丁四人を進めさせる。「拔出丁」は、通常時に諸司に分属している仕丁の中から選び出して行事所に配されたものである⁽³⁶⁾。また、火長四人・衛士八人を請けるべき旨を奏聞する。

以上要するに、大嘗会行事所は各官司より物品・人員の分授を請けていたのであり、律令官司の枠を超えて適任者を選び編成しつつ、律令財政機構に則り運営されていたと言える。その一方、悠紀・主基国の正税・調庸雑物という独自財源を有し、独自の文書を発給し物品調達を行なった点が、行事所政務の特徴としてあげられよう。

印の頒布の実例は陽成天皇大嘗祭を初見とする⁽³⁷⁾。印面の文字は「悠紀所印」「主基所印」であり、この印を用いて行事所は独自の文書(牒)を発給することができた。『儀式』官符宣旨例をみると、⑩・⑬・⑭・⑰・⑳・㉒が行事所牒で、内容はおおむね物品や人夫の催促、あるいは行事所関連諸儀の実施の通達である。前章でみた料物請求の簡略化と合わせ、行事所は太政官の分局として、大嘗祭関連政務の合理化を図り設置され、その結果独自の文書を発給する権限を得ていたのである。

次に行事所が置かれる場所については、『儀式』によれば、検校・行事の任命の後、行事所始以前に仮に便所を行事所として設定し、その後神祇官に行事所および小忌院の場所を、陰陽寮に吉日を選定させることとされている。大嘗会行事所は、一旦仮の行事所を便宜ある所

に設定して政務を開始し、神祇官が卜定した別の官衙に後日行事所を移すという特異な方式により設置されるのである。行事所の初見である弘仁十四年の奏言によれば、仮の行事所を治部省とし、悠紀所・主基所を卜筮によりそれぞれ宮内省・中務省と定めたことが知られる。後の例では仮の行事所における最初の政務を「行事所始」、卜食の行事所に移り最初に行なう政務を「行事所移」と称している。

検校は行事所における政務に着座しないため、公卿の日記にその様子が記録されることは稀で、行事官以下の日記が残されない限り行事所始の様子をうかがうことは難しい。そこで時代はやや下るが、仁安三年(一一六八)高倉天皇大嘗祭の主基行事弁藤原重方の記録⁽³⁸⁾により、行事所始・行事所移における政務のあり方を復原したい。

行事所始では、まず検校が陣にて陰陽寮を召し、行事所始の日時を勘申させる。次に行事弁が主典代文を上卿に覽ずる。主典代は行事官により事前に選定され、夾名が作成されている。これら陣儀が終わると、行事官以下は仮の行事所である官東庁に参着する。後鳥羽天皇大嘗祭の行事所始の日を記す『山槐記』元暦元年(一一八四)八月二十日条も合わせて鋪設を復原すると、官東庁母屋の北第二間の上座に検校、その南側に弁が悠紀を東、主基を西として対面する。その南に史・主典代・史生・官掌・召使・使部の座がそれぞれ配置される。おおむね弁官局の政務である結政の鋪設⁽⁴⁰⁾と同様である。ただし当日の様子をみるに、検校は座は置かれるが実際には参加せず、検校以外の行事所官人が参集したようである。

官東庁では饗饌が設けられ、その間に吉書の作成がある。高倉天皇大嘗祭の例では諸司召物宣旨で、『儀式』にあるような行事所料物の諸司への請求文書である。次に神祇官を召し、大嘗宮材・鶏尾材木・柏等を採集する山野、行事所・小忌院・小忌井等の場所を卜定させる。次に陰陽寮を召し、造印・請印・行事所移の日時を勘申させる。二献の後、卜食

国召物宣旨の作成があり、また三献の後、大学寮に印字様を作成させる。

以上が官東庁における行事所始であり、この日勘申した日時に、卜食の行事所に移動する行事所移が催される。まず官東庁に参着し、行事所印を彫らせ、陰陽寮に卜食行事所地鎮・大祓の日時を勘申させる。次に文書（高倉天皇大嘗祭の例では卜食国召物牒）に請印する。その後、悠紀方・主基方に分かれてそれぞれの卜食行事所に移動する。行事所では饗饌があるが、行事所始の饗饌が大膳職など律令官司が担うのに対し、行事所移の饗饌は齋国が弁備する点に特徴がある。ここでも吉書への加判・請印がある。その後悠紀・主基ともに侍従所に移動し、供膳があり、また所々預の選定がある。以上の成果は別途検校に報告された。

右のあり方がどの程度撰関期に遡るかを、後一条天皇大嘗祭の例により検証してみよう。この例では、長和五年（一〇一六）四月七日に国郡卜定があり、悠紀は近江国甲賀郡、主基は備中国下道郡に決定し、同日に検校・行事も定められた。悠紀行事弁源経頼の日記『左経記』が残存していることにより、悠紀方のみ詳細を知ることができるが、主基方もほぼ同様と考えてよい。これによれば、四月十七日に主典代の任命があるが、これについては既に触れたので繰り返さない。四月二十八日には官東庁にて行事所始があるが、この日の記事は詳細を欠く。

続く五月十一日は、行事所の政務として、印の作成と使用、および行事所移と大祓の日時勘申があり、同時に所々預の分取（悠紀・主基の配属を決めることか）が行なわれた。まず検校のもとで悠紀方所々預五位以上等の懐紙を作成している。その後官東庁行事所に移動し、行事所の政務が行われている。ここでは日時勘文の提出があり、また民部省を行事所とする旨を民部録に伝えている。さらに侍従所へと場所を移し、所々預を定めている。これは悠紀・主基両方合同の政務で、所々預の配属を定めたものとみられる。その後、日時勘文と五位以上定文は奏上され、六位以下預と主典代の定文はそのまま下給されている。

五月二十二日には印政始がある。儀場は官東庁の行事所と思われ、官史生が請印文を弁に覧じ、弁の与奪の後、押印されている。さらに行事所にて饗宴があり、また絵師・細工等の分取がある。これは行事所管下の細工所・絵所に所属させる絵師や工人の分配を決めるものであろう。そして五月二十八日に行事所移がある。この日はまず行事官が官東庁の行事所に着した後、主典・書手史生以上が共に卜食の行事所に移動している。悠紀は民部省である。着座の後、請印政があり、行事所牒三十余枚の請印が行なわれた。ここで饗饌を進めるが、この饗饌は卜食国が奉仕したという。

以上の長和五年例における行事所始・行事所移の様相によれば、仁安三年度の例で確認した様相がほぼそのまま大嘗会行事所関連政務のあり方として遡るとみてよいだろう。仮の行事所を官庁に置くことは安和元年（九六八）冷泉天皇大嘗祭に初見する⁽⁴¹⁾。その後、三条天皇大嘗祭の際、例ありとして仮の行事所が官東庁に置かれており、以後常例となった⁽⁴²⁾。官人編成・政務の特徴を述べるならば、行事所始によく表れているように、政務の内容は太政官政務の縮小版と言えるが、検校は別格の存在として決裁や天皇への上奏を担い、行事官が事務処理を担った。大嘗会行事所の政務は、太政官の弁官局の政務をモデルとして、検校と行事弁史の連絡と独自の文書発給により迅速かつ合理的に政務を処理することができたが、検校は行事所に座を有しながら日常政務には関与せず、外部から統轄する立場を取っていたのである。

もう一点、齋国との関係からうかがえる大嘗会行事所の意義として、行事所移において齋国が鋪設や饗膳を弁備し、その後の百度食の費用も卜食国が補填した点に注目したい。同様の例として、時代は下るが高倉天皇大嘗祭の荒見河祓・齋場所点地で、右近馬場における行事所官人の饗宴に齋国国司が奉仕したことがみえる⁽⁴⁴⁾。行事所の設置記事である『類聚国史』弘仁十四年十一月癸亥（十三日）条に「但齋場依レ例定ニ北野」

とあることから、行事所の創出より前から北野齋場が置かれていたことがわかり、齋場所点地が行事所所管の職務として再編されたことになる。このように、齋国国司は悠紀・主基それぞれの行事所の管下に置かれ、行事所の基本的な財政を支えて飲食を奉仕する。神祇令の「国司行事」とされた制度から、齋国国司が行事所を介して大嘗祭準備に奉仕する体制へと変化したのである。大嘗祭準備の本来的形態を齋国の服属奉仕ととらえるならば、行事所の設置は根本的な変化をもたらしたものと位置づけられよう。

③ 大嘗会行事所の料物調達

次に、『延喜式』および『儀式』の制度理解を前提に、実際に行事所がどのようにして大嘗祭料物を調達していたのかを検討する。行事所による財政業務の具体像を断片的ながら知ることのできる早い例としては、承平二年（九三二）の朱雀天皇大嘗祭がある。この例では、即位礼の翌年である承平元年五月八日に国郡卜定が行われたが、七月十九日に宇多法皇の死去により大嘗祭は翌承平二年に延引されている。延引前の五月二十八日には、悠紀・主基行事所の人夫の功料の不足を京職が申請し、義倉料を借用して調銭をもって返納することとされており、行事所人夫功料が本来京職の調銭をもって充てることになっていたことを知る。これは官符宣旨例^④に対応し、臨時の人夫功料を行事所牒をもって京職より徴発していたのだろう。続く五月二十九日には、悠紀・主基行事所よりそれぞれ錢百貫・米二百石・正税稲一万束が申請されているが、これも『儀式』に「奏聞可^レ請^レ正税稲一万束・卜食郡調庸并雑物^一之状^上。凡会所請借雑物奏、正税稲并絹・布・綿・錢・米等^上。類行事并国司五位以上署名、自余輕微之物不^レ署直奏。」とあるのに対応するものと思われ、この頃には『儀式』のあり方に準拠していたものとみられる。また、『吏部王記』承平二年十月六日条には「大嘗会主

基所送^三可^レ進膳部廻文^二云、青摺信乃布二丈自^三行事所^一可^レ受者。其数二品四人・三品三人・四品一人為^レ法^一とあり、『儀式』卷三踐祚大嘗祭中に「各賜^下可^レ供^三奉膳部^一者・国司同族及諸氏人青摺袍各一領^上」とあるのに対応し、膳部の青摺袍も行事所が弁備していた。行事所指示による交易物であるかは不明だが、行事所が大嘗祭関連の物品の弁備を担う例として指摘しておきたい。

行事所の主要な機能である行事料物の徴収については、まず『儀式』卷二踐祚大嘗祭儀上に「次応^レ運^三進会所雑物^一之状^下知諸国^一」とあり、悠紀・主基国以外の諸国に対しても雑物の賦課をしていたことがわかる。官符宣旨例^⑧の諸国司宛太政官符は、某国に対して行事所雑用料として正税稲を当てることを命じるものであり、^⑬の諸道国司宛行事所牒は、^⑧官符により充てた雑用料を値直として雑物を交易調達し進上することを命じるものである。以上によれば、行事所は行事所牒により、大嘗会料物を正税を用いた交易調達として諸国に割り当てることを、九世紀後半の段階で行なっていたことが知られる。なお、行事所が充てる交易雑物は、徭丁を差発して輸送される。『別聚符宣抄』所収承平二年八月十七日太政官符（二四―二五頁）に「供祀雑物触^レ色多数。因^レ茲或任^二土産^一、或計^二便宜^一、遍仰^三諸国^一令^二交易進^一」とあるように、国ごとの土産と便宜を踏まえ、行事所が自由に割り当てるものと考えてよい。またこの官符では、行事所料物の不堪を申す国に対し勤行を求め、懈怠をなす場合は大嘗祭懈怠の法により祓を科すという対応がなされている。^⑭

『儀式』によれば、行事所官人の任命と行事所始への着座の後、行事所官人と悠紀・主基国司が署名する請状を奏聞することとされ、太政官符を作成し両国に下される（官符宣旨例^③）。『類聚国史』弘仁十四年十一月癸亥（十三日）条によれば、所用の正税は悠紀・主基それぞれ十萬束、後に国司の請求により五万を加え合計十五萬束であった。これが行事所設置を契機として徐々に省約されるようになり、正税一萬束で

定着したと考えられる。

さて、大嘗会行事所独自の料物調達は、十世紀後半以降、行事所召物として諸史料に現れるようになる。大津透氏は臨時の大規模行事に際して設置される行事所の主要な機能として行事所召物を取りあげ、召物は年料・率分といった調庸由来の恒常的税物とは区別され、臨時交易制を経て十世紀後半に、行事所ごとに官宣旨によって少量ずつ自由に割り当てる方式に変化し、正税を前提としない一方的賦課としての性格を獲得していたと述べている。大嘗祭以外の行事所については後に触れるが、行事所召物の初見は『小右記』永祚元年（九八九）八月二十八日条の、造門行事所が「召米宣旨」を作成した記事であろう。実資は同月二十三日に造門行事所に任じられ、二十八日に初めて造門行事所である「修理職大夫曹局」に着座している。造門行事所は造営の国宛を担い、上卿・弁・史・史生により構成されて諸国に対する宣旨を発給するなど、運営のあり方は大嘗会行事所との共通項が見受けられる。以後臨時の造営・行幸・大規模行事の際に行事所が組織されることがしばしば見え、請奏の作成や行事所召物の徴収を主として担ったことが知られる。しかし、さきの『儀式』等の検討によれば、行事所召物の初見記事よりもかなり早い段階で、大嘗会行事所は独自の料物賦課を行っていたのであり、行事所召物の起源としては、本章で述べてきたような大嘗会行事所料物の割り当てを想定すべきと思われる。

大嘗会行事所召物は『北山抄』卷一〇史途指南古今定功過例に、相模介維将、功課定申之時、(中略)維将立三用大嘗会悠紀所召物一不_レ填_二其代_一。伊周卿云、件借物可_二填納_一也。可_レ為_レ過云々。然而不動開用符雖_レ見_二可_レ填之由_一、不_二必填_レ之_一。随不_レ為_レ過、維将放_二還前司_一了_二敷_一。

とあるのを初例とする。相模国の受領平維将の功過定で、この大嘗祭は寛和元年（九八五）花山天皇あるいは寛和二年一条天皇のものと考えら

れ⁽³²⁾、前掲の造門行事所の例よりも早い。ここで維将は大嘗会悠紀所召物を立用し、その代を補填しなかったとある。立用とは正税帳に料物を計上することであり、「借物」という位置づけになるから填納すべきとの意見も出たが、必ずしも補填しなくてもよいため過とはしなかったという。召物は後に正税等を前提としない受領への一方的賦課としての性格を強めていくが、この例では正税帳に立用すること自体は過とされおらず、立用せず調達するか立用物を補填すれば勸賞を得ることができたと考えられる。このことから、正税交易から召物へとという系譜関係を読み取ることができらる。

大嘗会行事所による料物調達の詳細な動向を知ることができるものとしては三条天皇大嘗祭が早い例で、檢校藤原実資の日記『小右記』からうかがわれる⁽³³⁾。ここから平安中期における大嘗祭料物の調達方法を検討したい。

三条天皇は寛弘八年（一〇一一）六月十三日に一条天皇の讓位を承けて踐祚した。同年八月十五日には国郡卜定があり、悠紀は近江国坂田郡、主基は丹波国天田郡に決定した。同日に檢校・行事の任命があり、檢校大納言藤原実資以下三名、悠紀行事に左中弁藤原朝経以下八名、主基行事に右中弁藤原重尹以下八名が選ばれている。この日より、実資と悠紀・主基行事弁がしばしば連絡をとり、先例記文や儀式書を調査しつつ大嘗祭関連事務を処理する様子が見える。なお、同年十月二十四日に冷泉上皇の死去により大嘗祭は延引となり、翌長和元年十一月二十二日に挙行された。これに伴い長和元年八月十七日に悠紀行事弁は藤原経通に変更されている。

さて、寛弘八年八月二十三日が行事所始の日であるが、この日、陣において行事弁から檢校実資に、印文（文印・木印）・用途料正税稲一万束文・行事所始日時文・主典代定文が進められ、印文・用途料正税文は上奏されている。実資は檢校であるため官東序での行事所始には参加し

ておらず、行事所始の詳細を知ることができないが、実資が覽じている用途料正税文は前章でみた8雑用稻条に対応する、悠紀・主基国に用途料として充てるものである。八月二十五日に「悠紀・主基行事弁着侍従所、取三分所々預已下」とあるのは、後一条天皇大嘗祭の例でも確認したように、行事所所管の所々職員の任命であろう。この日には行事所印の彫刻も行なわれ、印の使用が開始されたらしい。行事所移は九月十六日かと思われる。

料物調達で注目すべきは八月二十七日条に、悠紀・主基国の申請する「不_レ論_二神寺王臣家座_一同令_レ勤_二大嘗会事_一文」がみえる点で、一国平均役の初出としてよく知られている。正税調達に由来していた行事所召物であったが、実態として大嘗会召物の在地に対する臨時加徴が及んでおり、これを一国平均とする認可を求める申請と考えられる⁽⁵⁵⁾。

九月二十二日には、行事所召物を進上しない国司に対して大祓を科し見任を解却すべきとの宣旨が出されており、この政策は九世紀にみられる行事所料物交易進上の場合と同様で、この点からも行事所召物との系譜関係を読み取ることができるといえる。長和元年五月十日条に「国々進大嘗会召物解文」、九月二日条に「上野国雑物解文」「丹波国米解文」とあるのは行事所召物の納入に関わるものである。なお、十二月二日には悠紀方より「用途遺物勘文」が進められて奏上されている⁽⁵⁶⁾。残物として絹の数量と諸物品が記載されたもので、行事所が事後に提出する決算書のよくなものが作成されたことが知られる。

以上、行事所召物が、『儀式』にみられる大嘗会行事所による正税交易割り当てに由来することを述べてきた。その意義を国家財政全般を踏まえて考えるに、そもそも交易による物品の割り当ては、官稲混合による正税の成立以降全国的に展開し、一方的貢納である調庸制を中央主導の割り当てにより補完できるようになるという歴史的性格を踏まえる必要がある⁽⁵⁷⁾。大嘗祭用途の調達は調庸を振り替えた齋郡の奉仕が本質的な

もので、交易制の拡大を受け全国的に賦課することが可能となり、行事所の成立により制度的に整備されたものにとらえておきたい。また、太政官による行事費用の全国的割り当てについては、齋院禊祭料を中心に十世紀前半の特徴として画期的意義を持たせる理解がある⁽⁵⁸⁾が、大嘗会行事所では早く『儀式』の段階でみられるのであり、律令財政の展開の帰結として理解することができるだろう。

行事所召物以外の料物調達方式について、三条天皇大嘗祭の例より知られる制度のあり方を二点指摘しておきたい。第一は、悠紀・主基国司への任命権を用いた料物調達で、寛弘八年九月十一日に、悠紀・主基国が料物の不足を申請し、近江・丹波掾各十人を給う旨が検討されている。この件については九月二十一日条に、

弁伝宣云、悠紀・主基両国給_二掾三人_一、各行事所可_レ給_二七人_一。但_二下依_二給_二爵宣旨_一、使_レ給_二国令_レ進_二其料_一、宛_二行大嘗会用途_一。但_二下依_二会前後_一、随_二国司申請_一可_レ裁給_二者_一。可_レ給_二宣旨於两国_一之由、仰_二両弁_一訖。

とある。延引後の長和元年九月十七日条で、伴正遠なる者が丹波掾の任料を主基行事所に弁進しようとする記事がみえるから、悠紀・主基それぞれに卜食国掾三人と行事所七人分の叙爵を割り当て、任料を得て卜食国・行事所の用途に宛てたものである。『御堂関白記』長和元年十一月十七日条に除目の記事があるが、三条天皇大嘗祭以降、十一月の大嘗祭直前に悠紀・主基の国司を任命する「国司除目」という儀が成立する⁽⁵⁹⁾。これは『兵範記』仁安三年（一一六八）十一月十三日条にみえる高倉天皇大嘗祭の例からも知られるように、本来は齋国の国司掾への任官希望者を募り、事前に任料を納めさせ行事所や齋国の用途料に充てること⁽⁶⁰⁾が目的で、行事所召物の不足を補う制度であった。

第二に、第一章で触れた、由加物使・神服使・拔穂使による物品調達性格の変化がある。そもそも上記の使者については、前近代を通じて

その実態をうかがうことのできる史料がほとんどない。抜穂使の存在が確認できる例はかなり少なく、初見は花山天皇大嘗祭まで下る。⁽⁶¹⁾ 神服使・由加物使に至ってはその活動を全く知ることができない。なお、十三世紀頃成立の『神祇官年中行事』⁽⁶²⁾では「三個国由加物使」として、紀伊・淡路・阿波に各一人の由加物使が定められるほか、阿波国の荒妙神服使と戸座童使、三河国の和妙神服使が別に差定されるようになっていく。

これらが本来氏族制的な国家構造に依拠してきたことを鑑みれば、時代が下るにつれて地方社会の実態への対応を余儀なくされるのは必然と言えるが、そのことは大嘗祭の延引により大嘗祭準備が二箇年に及んだという状況により現出した問題からうかがうことができる。延引後の長和元年八月十七日の陣定において、近江国抜穂使・阿波国由加物使・三河国神服使の停止について議論がなされた。『小右記』寛弘八年十一月十六日条にも「阿波国荒世御服并由加物解文」がみえることから、延引直後より生じていた問題であると思われるが、近江・阿波は受領の申請による諸国申請雑事定であり、三河国は国解は出されていないが同様の事案であるためあわせて定められている。これによれば、稲実公など雑色人は去年卜定されているものの、収穫や八神殿の祭儀は国司のみではできないため、抜穂使の「経廻」はとどめるべきとの議論がなされた。阿波国の荒妙の貢進や三河国の神服糸については、去年の貢進物は穢に触れているため改めて由加物使・神服使を派遣することとされたらしい。受領がこれら諸使派遣の停止を求める理由は、料物の重複による負担の増大もあるが、『小右記』に「但至近江国抜穂使事、来月中旬許可遣二件使、従類・供給等事可被_レ從_レ儉約_一之由也」とあるように、使者の往来に対する接遇の煩を避けることもあったと考えられる。氏族制的収取は受領制の枠内に解消され、臨時の受領済物としての性格を持つようになったと評価できると思う。

最後に、大嘗祭以外の行事所との関係、摂関期以降の行事所の成立過

程について述べておく。大嘗会行事所と同じく九世紀からみられるものとして一代一度仁王会の行事所があり、清和天皇の一代一度仁王会の際に「行事司」が任命されたものを初見とする。⁽⁶³⁾ このときの内訳は大納言二人・参議二人・弁二人・外記一人・史二人であり、延喜玄蕃式25仁王会条の規定上は太政官に限る必要はないが、太政官官人のみの編成が常例となっていたらしい。独自の賦課がなされた徴証はなく大嘗祭ほど具体的な政務の内容は知られないが、地方への通達文書を発給すること、官司を間借りすること、料物調達に関与していたことなど、大嘗会行事所の運用と共通するあり方がうかがわれる。前述した文徳天皇大嘗祭の例より大嘗会行事所も当初「行事司」とも称したらしいこと、大嘗祭と仁王会の行事上卿のみ「檢校」と称したこと⁽⁶⁴⁾などから、大嘗会行事所のあり方に準じ、臨時の大規模行事である一代一度仁王会にも行事所が設置されるようになったのだと考えられ、両者をあわせ「初期の行事所」と位置づけられる。なお、十世紀には臨時仁王会の際にも檢校・行事と行事所が置かれる。⁽⁶⁵⁾ 仁王会では僧名や日時を定める仁王会定の日に檢校・行事も定め、官東庁を行事所とするなど、大嘗会行事所と共通する要素があることも指摘しておきたい。

ついで行事所が置かれるのは天徳四年(九六〇)の内裏焼亡に伴う造内裏所であり、これ以後造営経費が全国に国宛する方式へと転換する⁽⁶⁷⁾が、同時に大納言一人・参議二人・弁二人・史二人からなる行事所が編成されている。⁽⁶⁸⁾ 上卿は「別当」と呼ばれるが、官人編成や修理職大夫曹司を間借りして政務を行なうなど、国宛政務に対応して初期の行事所のあり方を他の臨時行事に拡大した画期と位置づけられよう。

これ以後、比較的早い時期に行事所が置かれた事例をみると、造営・行幸・斎宮斎王関係・仏事がある。いずれも上卿・弁・史から構成され、初期の行事所がより洗練されたものと理解できると思う。また、仏事のうち十・十一世紀の記録に現れるのは主に仁王会・御斎会・季御読

経の行事所であるが、これらはいずれも天禄元年（九七〇）九月八日宣旨で成立する永宣旨料物制の対象とされた行事である点を指摘しておく⁽⁷⁰⁾。さらに行事所は料物請奏作成の主体となり、年料・率分の出給を請求する⁽⁷¹⁾。行事所召物の徴収や造営行事所の国宛など、行事所は受領と対峙して料物を徴収することを主たる目的としておかれたものと言えるのではなからうか⁽⁷²⁾。

結語

本稿では、まず『延喜式』踐祚大嘗祭式をもとに大嘗祭用途の調達方法を整理し、通常の律令官衙財政に依拠したもののほか、氏族制的収取の伝統によるものと、悠紀・主基の齋国の負担があるが、齋国の負担は悠紀・主基国の服属儀礼としての性格を持ち、国郡卜定により選ばれた齋郡が畿外豪族の代表として奉仕するという構造が基本的性格であったと想定した。寛平九年の醍醐天皇大嘗祭以降、卜定される悠紀国は近江国、主基国は丹波国と備中国に固定する。ここに至り齋国の「畿外豪族の代表」という性格は最終的に失われ、中央政府の影響を及ぼしやすい近国受領による奉仕となるのである。

次に平安初期以降の大嘗会行事所について、政務のあり方と用途調達制度を明らかにし、齋国は行事所を介して大嘗祭準備に奉仕するようになること、平安中期以降は行事所召物の徴収など受領制を前提とする国家財政構造のもとでの用途調達を運営したことなどを指摘した。大嘗祭に限らず撰関期の行事所についてはなお検討すべき問題も多いが、本稿で述べてきた行事所政務のあり方は、大嘗祭固有の特徴がほとんどで、それは初期の行事所の特徴であり、十世紀後半以降に展開する臨時の行事で組織される行事所とは区別しなければならない。ただし、こと行事所召物に関しては、大嘗祭における賦課形態から出発したと考えられる

のではなからうか。

最後に、小山田義夫氏の所論を踏まえ、平安後期以降の行事所召物と一国平均役の關係に簡単に触れておきたい。第三章でも触れたが、大嘗会役の一国平均役申請は三条天皇大嘗祭のときに初見するが、これは齋国のみ負担である。康治元年（一一四二）の近衛天皇大嘗祭以降、全国的な一国平均の臨時雑役としての大嘗会役賦課がみられるようになるが、本稿で述べた全国賦課の行事所召物、さらには行事所による正税交易の割り当てに起源するものであり、正税用尽の状況に対応して現地での加徴が進行した結果であると考えられる。行事所による財政活動がうかがえる例としては仁安三年（一一六八）の高倉天皇大嘗祭があり、『兵範記』の記主平信範は行事所始後の仁安三年六月二十五日に、前任との交替で悠紀行事所となるが、その後『兵範記』には、行事所弁として召物徴収の行事所牒の発給や一国平均役申請に対応する様子が知られるのである⁽⁷³⁾。

全国統治の象徴として、地方豪族の服属儀礼を統合して成立した大嘗祭は、皇位継承儀礼として定着し、卯日神事は「素朴な祭儀」として粛々と実修されてきた。その一方で国制や社会の変化に対応して運営方法や前後の諸儀の性格は変化していく。行事所の成立から九世紀後半の齋国の固定、十世紀後半の行事所召物の成立という流れは、氏族制要素の衰退による新たな地方支配体制への転換と対応していると言えよう。

註

- (1) 折口信夫全集刊行会編『折口信夫全集』三（中央公論社、一九九五年、初出一九三〇年）。
- (2) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」（『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年、初出一九六二年）。
- (3) 岡田莊司「大嘗の祭り」（学生社、一九九〇年）など。なお近年、西本昌弘「九条家本『神今食次第』所引の「内裏式」逸文について」（『日本古代の年中行

- 事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇九年）が、神と采女との聖婚儀礼であった可能性を指摘し、注目されている。
- (4) 小倉慈司・山口輝臣『天皇の歴史9 天皇と宗教』（講談社、二〇一一年）。なお、岡田莊司氏の大嘗祭論では、準備の規模は食膳の厳重な聖別、神威を高める装置として位置づけられている。
- (5) 国郡卜定の期日として最も多いのが四月で、遅くとも九月には実施されている。今江広道『大嘗祭国郡卜定の儀について』（『國學院雜誌』七九―一二、一九七八年）。
- (6) 宮内庁書陵部編『皇室制度史料 儀制 大嘗祭一』（吉川弘文館、二〇一二年）が大嘗祭前後の諸儀を整理しているので参照されたい。同書の編纂には筆者も携わっており、本稿はその成果に多くを依っている。
- (7) 棚橋光男『行事所』（『中世成立期の法と国家』塙書房、一九八三年、初出一九七八年）。
- (8) 木本好信『平安朝の大嘗会行事所』（『平安朝官人と記録の研究』おうふう、二〇〇〇年、初出一九八五年）。
- (9) 小山田義夫『大嘗会役小考』（『二国平均役と中世社会』岩田書院、二〇〇八年、初出一九七六年）。
- (10) 拙稿『律令官衙財政の基本構造』（『日本古代財務行政の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇一七年）。
- (11) 簡単な注釈として加茂正典『踐祚大嘗祭儀・官符宣旨例』考』（『皇學館大学神道研究所紀要』二〇、二〇〇四年）がある。
- (12) 早川庄八『宣旨試論』（岩波書店、一九九〇年）二一九―二二六頁。
- (13) 川出清彦『祭祀概説』（学生社、一九七八年）、高野良徳『大嘗祭儀に於ける神服社考』（『神道研究集録』一〇、一九九一年）、藤森馨『神衣祭と大嘗祭のニギタエ・アラタエ』（『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館、二〇一七年、初出二〇一五年）。
- (14) 拙稿註(10)論文。和泉・河内の調雑器が大嘗祭用途に充てられたことについては、森明彦『陶邑・ミツキ・大嘗祭』（井上薫編『大阪の歴史と文化』和泉書院、一九九四年、のちに『畿内調雑物と貨幣の不在』『日本古代貨幣制度史の研究』塙書房、二〇一六年）。
- (15) 高橋明裕『忌部の由加物貢納』（『古代文化』四五―一〇、一九九三年）。なお、上田正昭『忌部の機能』（『日本古代国家論究』塙書房、一九六八年、初出一九六一年）のように、国造の役割を重視する説もある。
- (16) 『日本三代実録』元慶元年（八七七）七月十九日条。
- (17) 岡田精司註(2)論文。
- (18) 岡田精司『大嘗祭の神事と饗宴』（『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年）。
- (19) 加茂正典『語部考証二題』（『日本古代即位儀礼史の研究』思文閣出版、一九九九年、初出一九八七年）。
- (20) 加茂正典『大嘗祭・辰日前段行事』考』（註(19)著書、初出一九八三年）。
- (21) 榎村寛之『大嘗祭の宴と饗の特質』（『律令天皇制祭祀と古代王権』塙書房、二〇一〇年、初出二〇〇一年）。
- (22) 大隅清陽『延喜式から見た太政官の構成と行事』（『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出一九九〇年）。
- (23) 『令集解』神祇令14大嘗祭条。なお、同条の国史大系本には建治二年奥書本に由来する錯簡があり、紅葉山文庫本が正しい形を伝えている。
- (24) 『日本文徳天皇実録』仁寿元年四月癸丑（十一日）・甲子（二十二日）条。
- (25) 『日本三代実録』元慶元年四月十九日・二十六日条。
- (26) 『眞信公記抄』承平元年（九三二）五月八日条。
- (27) 『西宮記』卷一 大嘗会事、『北山抄』卷五 踐祚抄大嘗会事、『江家次第』卷一 五踐祚下大嘗会事。
- (28) このような折紙の性格については、黒羽亮太『平安貴族社会の役と文書の変容』（『日本史研究』六七九、二〇一九年）を参照。
- (29) 『類聚符宣抄』卷一 大嘗祭所収元慶八年五月十六日宣旨。
- (30) 『類聚符宣抄』卷一 大嘗祭所収天慶九年（九四六）八月八日宣旨、康保五年（九六八）八月十一日宣旨、安和元年（九六八）八月二十三日宣旨。また、同所収天慶九年十二月二十一日宣旨では、太政官史生が悠紀細工所への出仕をもって上日を与えられている。
- (31) 『左経記』長和五年四月十七日条。この作法は同四月十六日条に抄出される天慶九年度の『九曆』に依ったものであり、安和元年度は検校が陣座にて参議に交名を書かせている。
- (32) 女工所の専論として、加茂正典『大嘗祭の女工所について』（註(19)著書、初出一九八八年）がある。
- (33) 『山槐記』元暦元年（二一八四）八月二十二日条。
- (34) 『兵範記』仁安三年（二一六八）十二月十日条に、行事所管下の所々が製造に関わった調度・威儀物の目録がある。
- (35) 相曾貴志『百度食と熟食』（『延喜式研究』二三、二〇〇七年）。
- (36) 女丁の例ではあるが、延喜宮内式58諸国女丁条に、諸司に分属している女丁を大嘗祭のときに「抽出」して造酒司に充てるとあるのが参考になる。
- (37) 『日本三代実録』元慶元年五月二日条。
- (38) 『山槐記』元暦元年（二一八四）八月二十二日条など。文書に押す文印と、材木などに押す木印があったらしい。

- (39) 東京大学史料編纂所写真帳六一五七―三一「大嘗会部類記」(反町茂雄所蔵、三条家旧蔵本)。
- (40) 吉川真司「申文刺文考」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九九四年)。
- (41) 田中本『本朝世紀』安和元年四月三日条。田中本『本朝世紀』については橋本義彦「本朝世紀解題」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九七一年)を参照。
- (42) 『小右記』寛弘八年(二〇一一)八月十八日条。
- (43) 後一条天皇大嘗祭の『左経記』長和五年(二〇一六)四月二十八日条、近衛天皇大嘗祭の『本朝世紀』康治元年(二一四二)八月七日条など。
- (44) 『兵範記』仁安三年八月二十三日条。
- (45) 『日本紀略』同日条。
- (46) 以上は『貞信公記抄』による。
- (47) 『西宮記』卷七裏書。また、宮内庁書陵部所蔵九条本『大嘗会御視部類記』(函架番号九一二八)にも所収。
- (48) 『日本三代実録』元慶元年七月二十七日条で、行事所奏により大嘗会料雑物を運輸する篠丁に程粮を支給することが請われ、正税により支給することとされている。篠丁の差発は各大嘗祭ごとに官符により指示されたらしい。『別聚符宣抄』所収承平元年五月二十三日太政官符(二四頁)参照。
- (49) 同様の官符は、『別聚符宣抄』所収天慶九年八月十三日官符(二六一―二八頁、二二点)にあり。
- (50) 大津透「平安時代取取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出一九九〇年)。
- (51) 『小右記』永祚元年(九八九)十二月二十九日条。
- (52) 上村正裕・神戸航介・柴井千佳・武内美佳・林友里江・森公章『北山抄』卷十「吏途指南」校訂文(案)と訓読・略註(『白山史学』五一、二〇一五年)九六―九九頁(森氏執筆部分)。
- (53) 後述するように三条天皇大嘗祭の準備は寛弘八年・長和元年の二年にわたるが、『小右記』日次記は長和元年十月より十二月までの記事を欠く。この間にあっては『大日本古記録』第十一卷所収の「長和度大嘗会記」が小右記の抄出であり、これを参照した。なお、「長和度大嘗会記」の『大日本古記録』底本は宮内庁書陵部所蔵柳原本(函架番号柳一五九七)であるが、三井記念美術館所蔵『大嘗会巻』が、藤原定家筆の古写本である。
- (54) 当日の様子は『御堂関白記』同日条に詳しい。
- (55) 託問直樹「一國平均役の成立について」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年)。
- (56) この他、造酒司麩の破損につき、讃岐国より二口を召したことが「長和度大嘗会記」にみえる。
- (57) 拙稿前掲註(10)論文など。
- (58) 下向井龍彦「王朝国家の財政構造と齋院禊料の諸段階」(『王朝国家財政構造の研究』平成二七年度〜平成二九年度科学研究費補助金(基盤研究(C))(一般)研究成果報告書、二〇一八年)。
- (59) 詳細は不明ながら、花山天皇大嘗祭の『小右記』寛和元年(九八五)九月十四日条にも近江・丹波の掾を任じている例がある。
- (60) このほか、後朱雀天皇大嘗祭の『範圍記』長元九年(一〇三六)十一月八日条など。なお、建久九年(一一九八)土御門天皇大嘗祭の頃には既に、任料の徴収はなく国司除目のみを行なうようになっていたことが『都玉記』建久九年十一月九日条より確認される。
- (61) 『日本紀略』寛和元年十月十五日条。
- (62) 宮内庁書陵部所蔵白川本(函架番号五〇二一三九三)。塩川哲朗「宮内庁書陵部蔵『神祇官年中行事』解題」(岡田莊司編『事典 古代の祭祀と年中行事』吉川弘文館、二〇一九年)に翻刻がある。
- (63) 『日本三代実録』貞観二年(八六〇)四月二十九日条。
- (64) 「檢校」の語については、養老公式令57弾正別勅条・58内外官条に、勅により他司の事を撰行する者を檢校と称する旨の規定がある。
- (65) 一代一度仁王会と臨時仁王会の関係については内田敦士「平安時代の仁王会」(『ヒストリア』二六五、二〇一七年)を参照。
- (66) 一代一度仁王会の行事所は陰陽寮に置く慣例があったらしい。『西宮記』臨時一代一度仁王会、「日本紀略」天曆元年(九四七)三月八日条など。ただし『北山抄』卷五踐祚抄一代仁王会事が記す「近例」では官東序であるという。仁王会における行事所の活動については野田有紀子「平安中後期の仁王会と儀式空間」(『工学院大学共通課程研究論叢』四三―二、二〇〇六年)が参考になる。
- (67) 『扶桑略記』天徳四年九月二十八日条。
- (68) 『園太曆』貞和二年(二三四六)七月二十一日条所引勅例。佐古愛己「平安貴族社会における叙位制度の展開と特質」(『平安貴族社会の秩序と昇進』思文閣出版、二〇一二年)が、天徳四年(九六〇)に後世につながる行事所官人編成と行事賞が成立したと述べる。
- (69) 初期の行事所の成立事情は、「平安初期政治体制」のもとで成立した別当制(佐藤全敏「古代日本における「権力」の変容」『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年)と軌を一にするものである可能性がある。いわゆる諸司別当もときに「檢校」と呼ばれることがあり、また別当が天皇に直屬し機関の外部に位置づけられることなども共通する。この点、佐藤全敏氏のご指示によ

る。ただし、本稿では大嘗祭自体の性格変化と、それに伴う大嘗祭用途調達制度の再編が行事所の成立・展開の主たる要因とみた論述を行なっている。

(70) 『別案符宣抄』二二八―三〇頁。永宣旨料物制が採用された行事については大津透前掲註(50)論文二三五頁の表を参照。

(71) 料物請奏の特質については拙稿「摂関期の財政構造」(註(10)著書、初出二〇一六年)を参照。

(72) 棚橋光男前掲註(7)論文が提示する行事所の強い裁量権、すなわち独自の使者の在地への派遣や一国平均役賦課は、院政期以降付与されていた。上島享「一国平均役の確立過程」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出一九九〇年)を参照。

(73) 六月二十七日、七月八日・十一日、八月十九日・二十日、九月二日・七日・二十日・二十七日・二十九日、十月六日・七日条。

(宮内庁書陵部編修課 研究員)

(二〇二二年一月二日受付、二〇二三年五月二日審査終了)

Financial System of Daijosai in Heian Period

KANBE Kosuke

The purpose of this article is to clarify the finance system of the first fruits ceremonies (Daijosai), and the office to run Daijosai (Gyojisyo), mainly in Heian period.

According to Engi shiki, expenses of Daijosai is mainly procured from the national treasury. But there are a lot of finance systems based upon before the Taika Reform. In Daijosai, the provinces of the Yuki and Suki, chosen for providing rice used in ceremony, pay large expenses. It was related to the ritual of obedience of powerful local clan.

In Heian period, Gyojisyo established for managing preparation Daijosai. Gyojisyo is formed by competent personnels belong to different office, and simplify its business. This article clarify concrete image of official business of Gyojisyo. A financial resources of Gyojisyo is provided from Yuki and Suki. Moreover, Yuki and Suki serve banquets in Gyojisyo. Preparation system provincial governor directly attend changed to that serving mediate Gyojisyo, it is essentially turning of disposition of Daijosai.

An important specifications of Gyojisyo is collecting expenses for Daijosai from every provinces except for Yuki and Suki. With this historical background, Gyojisyo Meshimono, imposing expenses on provincial governor is established. In the end of the 10th century, Gyojisyo is established for national events except for Daijosai. But there are some different specifications from Daijosai. The purpose of establishing them is collecting expenses from provincial governor, as a new system of national finance.

Key words: Daijosai (the first fruits ceremony), Gyojisyo (the office operating national events), Engi shiki, Heian period, Financial system